



# 「税率」にもいろいろある

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士  
平井満広

- 掲載(予定)テーマ
- ① 法人の種類と法人税の取扱い
  - ② 「事業年度」の区切りとは
  - ③ 「納税地」について理解する
  - ④ 「税率」にもいろいろある
  - ⑤ 申告と納税をどう行なうか
  - ⑥ 連結納税とは何か

今回は、法人の所得にかかる税金の「税率」についてみていきたいと思います。

## 法人の所得にかかる税金の種類

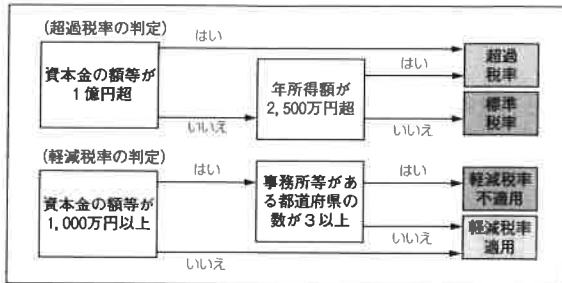
法人の所得にかかる税金と税率は、それぞれ次のとおりです(平成29年度)。

(1) 法人税(国税)  
法人の各事業年度の所得にかかる税金のひとつです。申告納税の手続きは税務署で行ないます。

普通法人の法人税の税率は次のとおりです。

- ① 中小法人(資本金1億円以下等)
  - ・所得年800万円以下  
… 所得金額×15%
  - ・所得年800万円超  
… 所得金額×23.4%

図表1 法人事業税の税率の判定(普通法人・東京都の場合)



図表2 法人事業税の税率表(普通法人・東京都の場合)

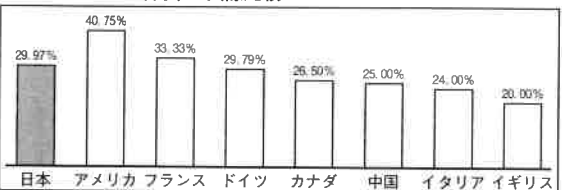
種類	区分(所得割)	税率(%)	
		標準税率	超過税率
普通法人(外形標準課税法人を除く)	軽減税率適用法人	所得年400万円以下	3.4
		所得年400万円超 所得年800万円以下	5.1
		所得年800万円超	6.7
外形標準課税法人	軽減税率適用法人	所得年400万円以下	0.395
		所得年400万円超 所得年800万円以下	0.635
		所得年800万円超	0.68
		軽減税率不適用法人	

( )内の税率は東京都では適用なし。ただし地方法人特別税の計算で用いる

図表3 法人実効税率の計算(平成29年度)

税目	税率	摘要
(a) 法人税	23.4%	
(b) 地方法人税	1.03%	$\approx 23.4\% \times 4.4\%$
(c) 法人道府県民税	0.75%	$\approx 23.4\% \times 3.2\%$
(d) 法人市町村民税	2.27%	$\approx 23.4\% \times 9.7\%$
(e) 法人事業税	0.7%	外形標準課税法人の標準税率
(f) 地方法人特別税	2.9%	$\approx 0.7\% \times 414.2\%$
(g) 表面税率	31.05%	$(a) + (b) + (c) + (d) + (e) + (f)$
(h) 実効税率	29.97%	$(g) \div 1 + (e) + (f)$

図表4 法人実効税率の国際比較



平成29年1月現在。参考: 財務省

「図表4」の通り、日本は他の主要国と比べてみると、日本はまだまだ高い税率となっているといえます(図表4)。

(6) 地方法人特別税(国税)  
地方法人税と同じように、地域の税率格差を是正するために、外形標準課税とは法人事業税のひとつで、資本金1億円超の法人(公共法人等を除く)が対象となります。利益にかかる所得割のほか、事業所の床面積や従業員数等の事業規模に課税する付加価値割や資本金の額等に課税する資本割があります。

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されている税金です。法律上は国税に分類されますが、実際の申告納税手続きは都道府県で行ないます。  
地方法人特別税の税率は次のとおりです(東京都の場合)。

② 外形標準課税の対象法人  
・法人事業税の所得割額×41.2%  
法人事業税で超過税率を適用する法人であっても、地方法人特別税の課税標準となる所得割額は標準税率で計算した額となります。

効税率といえます。  
法人税等の計算は「法人の所得に税率を乗じる税目」と「法人税額に税率を乗じる税目」があるため、各税目の税率を単純に合算しても実効税率にはなりません。  
また、法人事業税は所得の計算上損金となるため、負担率を調整する必要があります。  
これらを考慮したうえで現在の日本の法人実効税率は「29.97%」となっています(図表3参照)。

「ひらいてみる」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れています。